

八幡浜市内の

民間賃貸住宅の 建設費等を 助成します！

1棟当たり

最大 **1,200** 万円

好評につきR7年度も
継続します



令和7年度 八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金のお知らせ

補助内容

新築・リノベーション

※リノベーション

機能及び価値の再生のための大規模な改修で、**1㎡当たりの工事費が15万円以上かつ住宅部分の工事費が5割以上**であること。

施工業者の別		市内事業者	市外事業者
1戸あたりの床面積	25㎡以上 45㎡未満	90万円/1戸	60万円/1戸
	45㎡以上	120万円/1戸	80万円/1戸
1棟あたりの限度額		1,200万円	800万円

補助要件

建物の要件

- ☐ 1棟につき4戸以上の住宅戸数を有すること。
- ☐ 1戸あたりの床面積が25㎡以上であること。
- ☐ 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所、給湯設備があること。
- ☐ 1戸あたり車1台以上の駐車スペースが確保されていること。

申請者の要件

- ☐ 個人：当該個人及び2親等内の親族を入居させないこと。
法人：当該法人の役員等、及びその2親等内の親族を入居させないこと。
- ☐ 市税等の滞納がないこと。
- ☐ 交付を受けた日から10年間は、当該住宅の用途変更、取り壊しをしないこと。
- ☐ 供用開始後、入居状況の報告をすること。
- ☐ 法律に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

まずは下記問い合わせ先にご連絡ください。

着手前に受給資格認定を受けておく必要があります。

問い合わせ 〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1-1

八幡浜市役所 総務企画部 政策推進課 地方創生推進室 ☎0894-22-3111（内線1345）

補助金申請の流れ

補助金を活用をお考えの方は、まずは政策推進課までご連絡ください。

住宅整備の概要がきまったら・・・ ※着手前に！

2
週
間
程
度

事前協議書（様式第1号）の提出

事前協議書に必要事項を記載のうえ、添付書類と合わせてご提出ください。

受給資格認定通知書（様式第3号）の取得

審査後、認定通知書を交付します。これにより**補助金の予算枠を確保**します。

住宅の工事に着手したら・・・

工事着手届（様式第4号）の提出

工事（新築の場合は基礎に係る工事）に着工したら、着工届によりご報告をお願いします。

申請内容に変更があったら・・・

変更事前協議書（様式第5号）の提出

認定内容に変更が生じた場合は、担当までご連絡ください。
必要に応じて、変更事前協議書の提出をお願いします。

住宅の工事が完了したら・・・

完成物件の検査

申請どおりの内容となっているか、担当者が物件を確認します。
入居前までに日程調整をお願いします。

補助金交付申請書（様式第7号）の提出

交付申請書に必要事項を記載のうえ、添付書類と合わせてご提出ください。

補助金交付決定通知書（様式第9号）の取得

審査後、交付決定通知書を交付します。これにより**補助金交付を決定**します。

補助金請求書（様式第10号）の提出

請求書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

補助金の受け取り

請求書に記載の金融機関に補助金を振り込みます。

2
週
間
程
度

入居状況報告のお願い

年に数回、入居状況の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

（入居済み戸数、入居者の年代、市外からの転居かなど。※入居者の個人情報につながるものは含みません。）